

議案第 6 5 号

南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

南丹市長 西村 好高

南丹市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

南丹市認可地縁団体印鑑条例（平成 18 年南丹市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であるこ	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であるこ

とを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査した上、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「認可地縁団体印鑑票」という。)に登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代理人」と、第3条第2項及び第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあり、第9条中「登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。	とを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査した上、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「認可地縁団体印鑑票」という。)に登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代理人」と、第3条第2項及び第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあり、第9条中「登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。